

災害事例

フォークリフトで持ち上げた作業台が転落し、乗っていた2名が被災し1名が死亡した

【災害の概要】

工事の種類：機械設置工事

災害の種類：墜落・転落

被災者：死亡1名、休業1名

【発生状況】

この災害は、甲製作所の工場建屋の増設工事において、既設フロアと増設フロアを仕切るブルーシートを吊り下げたため、フォークリフトで持ち上げた作業台に乗って作業していた2名の作業員が、作業台とともに地上に転落したものです。

この増設工事は、甲製作所（発注者）がX建設（元請）に発注して施工された増設フロアの建築工事がほぼ終了した後、既設フロアから増設フロアに生産設備を移設する作業をX建設から請負ったY工機が行っていた。

移設作業の初日、Y工機の職長Aと部下の作業員B～Dの4人は、まず、既設フロアと増設フロアを仕切っているブルーシートを取り外した。その後、既設フロアで生産設備を解体し、これを増設フロアに移動する作業を行い1日の作業を終えて現場を去ろうとしたとき、甲製作所の担当者が「その日の作業を終えたらブルーシートを元通りに吊り下げておいて下さい。」と指示した。そこで、A達は、現場付近に置いてあった作業台（パレットの周囲を手すりで囲ったもの）をフォークリフトで持ち上げ、ブルーシートの吊り下げる作業を行うことにした。BとCが作業台に搭乗し、Dがフォークリフトの運転を、Aが作業の指揮を行った。

ブルーシートの吊り下げ作業を終えて、作業台を降下させた時、作業台がブルーシートに引っかかったため、Dがフォークリフトを後退させたところ、作業台が傾き落下し、BとCは作業台とともに約4mの高さから墜落

した。2人は直ちに病院に搬送されたが、Bはまもなく死亡、Cは重症災害を負った。

その日の生産設備移設作業を終了したときは、既設フロアと増設フロアの間を仕切るブルーシートを吊り下げたことは、甲製作所からX建設に指示されていなかった。当然、X建設がY工機に示した計画書にブルーシートの吊り下げ作業は入っていない、高所作業に使用するローリングタワー又は高所作業車等の用意をしていなかった。

【原因】

- 1 フォークリフトで作業台を持ち上げる用途外の使用により作業を行ったこと。
- 2 毎日、作業終了後にブルーシートを吊り下げる作業は甲製作所からX建設に伝えられていなかったため、ブルーシートを吊り下げる作業を安全に行うための、高所作業車またはローリングタワーを用意していなかった。
- 3 甲製作所の担当者が直接Y工機の作業員に指示したことにより、Y工機の作業員は危険を顧みずフォークリフトを使用して作業をした。

【対策】

- 1 発注者は仕事の内容を施工業者に対し明確に示し、施工業者は安全な施工計画を作成し、この計画に従い作業を行う。
- 2 発注者は施工状況について、指摘を行う場合は元請けに対して行う。
- 3 高所作業を行う場合は法令に反しない安全な方法で作業を行う。



災害発生状況図